エステティックサロン等におけるオイルの付着したタオル等による衣類乾燥機の火災事故

事故発生年月日	事故発生場所(都道府県)	製品名	事故発生場所	事故内容	事故原因
平成21年8月5日	三重県	電気洗濯乾燥機	一般宅 (使用者の職業:エステ関 係)	当該製品で乾燥運転を行い、タオルを取り出そうとフタを空けたところ、タオルが発煙・発火した。	使用者が当該製品で油分が含まれているバスタオル(使用者はマッサージ関係の仕事をしており、バスタオルにはアロマオイルが付着していた)を乾燥し、放置したため、油の酸化熱によりバスタオルが自然発火したものと推定される。なお、製品本体及び取扱説明書には、油の酸化熱による自然発火の恐れについて、記載されている。
平成21年12月10日	大阪府	ガス衣類乾燥機 (LPガス用)	エステサロン	当該製品から発煙・出火する火災が発生した。	使用者がオイルが付着したタオルを水洗い洗濯後、乾燥機で乾燥させたため、残存していたオイルが酸化熱により自然発火したものと推定される。なお、取扱説明書や本体表示には、自然発火や引火の恐れがあるので美容オイルなどの油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しない旨、記載されている。
平成22年4月8日	奈良県	ガス衣類乾燥機(都市ガス用)		タオルを洗濯した後にガス衣類乾燥機で乾燥させたところ、発火した。	使用者がアロマオイルが残留したタオルを乾燥して放置したことにより、オイルに含まれる不飽和脂肪酸が酸化し、酸化熱によって発火したものと推定される。なお、取扱説明書及び製品本体には、美容オイル(ボディオイル、エステ系オイルなど)等の付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しない旨が警告表示されている。
平成23年1月17日	東京都	ガス衣類乾燥機(都市ガス用)	マッサージ店	当該製品が焼損する火災が発生した。	使用者が当該製品で乾燥したタオルに付着していたオイルが自然発火したものと判断した。なお、取扱説明書には、食用由、動物系由、機械油、美容オイル(ボディオイル、エステ系のオイルなど)等の付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥しない旨、記載されている。
平成23年4月18日	東京都	ガス衣類乾燥機(都市ガス用)		店舗で使用している当該製品が焼損する火災が発生した。	使用者が当該製品でオイルが残留したタオルを乾燥したことにより、オイルが酸化熱によって発火し、当該製品が焼損して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び製品本体には、オイルなどの付着した衣類は洗濯後でも絶対乾燥しない旨、警告表記されている。